

島根原子力発電対策特別委員会 委員長報告

今期定例会において、島根原子力発電対策特別委員会に付託となりました陳情1件につきまして、3月17日に委員会を開催し、審査を行いましたので、ご報告申し上げます。

陳情第29号「島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ 圏内に住む乳幼児及び妊産婦等が、PAZ 圏内の住民同様に、被ばくしないで避難できる、具体的な対策を求めることについて」では、

「陳情者は、UPZ の住民は、放射性物質の放出後に避難するので、被ばくを避けられないという認識で、本陳情を提出しておられるが、執行部の認識はどうか。」との質疑に対し、執行部より、「原子力規制委員会が、稼働中の原発での重大事故をシミュレーションして、原発からの距離と被ばく線量を試算したグラフを公表しており、その資料によれば、原発から放射性物質が放出された場合でも、原発から5キロメートル以遠の地域では、距離に反比例するように放射線量が低くなり、おおよその被ばく線量は、防護措置をしない場合でも1週間当たり0.5ミリシーベルト、1時間当たり直すと3マイクロシーベルト以下となることが示されている。これは避難基準である20マイクロシーベルト、妊産婦の線量限度の2,000マイクロシーベルトと比較してもかなり低い数字だと考えている。そして放射性物質が通過する際に屋内退避をしていただくことで、さらにその量を4分の1から10分の1ぐらいに低く抑えることができると考えている。被ばくはするけれども、相当低い数値になると認識している。」

などの答弁がありました。

また、「陳情書の趣旨のとおり、UPZ の住民が被ばくを避けられないという前提で物事を考えた場合でも、現状では、UPZ の住民は、乳幼児や妊産婦であったとしても避難を待たなければならないという認識でよいか。またUPZ の乳幼児や妊産婦がPAZ の住民と同時に避難することについて、執行部で検討しているか。」との質疑に対し、執行部より、「PAZ 圏内の人は、強い放射線による外部被ばくや放射性物質を吸い込むことによる内部被ばくの両方を避けるために、放射性物質が放出される前に避難を行うことになっている。しかし、UPZ 圏では、放射性物質が拡散することにより放射線量自体は低くなっているため、外部被ばくよりも内部被ばくに注意することが重要であることから、UPZ 圏内の人は、原発から放出された放射性物質が近くを通過するまで、まずは自宅での屋内退避をし、内部被ばくを避けていただきたい。そして放射性物質が通過したのち、モニタリングの数値が避難基準である20マイクロ

ロシーベルトを超えていたら、乳幼児・妊産婦の方であっても一般の住民の方と一緒に、1週間以内に避難していただきたいと考えている。」、防災計画、避難計画は国の指針に基づいて策定しているため、UPZの乳幼児や妊産婦がPAZの住民と同時に避難することについては検討していないが、妊産婦への配慮として、早めに避難準備の情報を発出するほか、バスによる避難を行う場合、優先的に乗車していただくことなどを計画で定めている。」などの答弁がありました。

また、「安定ヨウ素剤の配布率について、PAZとUPZで差があるのではないかと。もし差があるとするならば、それに対する対策を取っているか。」との質疑に対し、執行部より、「安定ヨウ素剤の配布率はPAZで約63パーセント、UPZで約0.5パーセントである。安定ヨウ素剤の事前配布については、島根県が定めた計画に基づき、松江市も連携して取り組んでおり、UPZでは年2回の事前配布会を実施しているところである。配布率の向上のため、UPZの方々にはチラシの全戸配布をしたり、屋内告知端末やホームページなどで幅広く周知をしているところではあるが、今後とも島根県と連携し、安定ヨウ素剤が、必要とされる方にきちんと配布できるように努めてまいりたい。」との答弁がありました。

また、「安定ヨウ素剤の事前配布については、UPZの方についても、希望されれば事前に受け取ることが可能なはずだが、その中には妊産婦も含まれていたと思うがどうか。」との質疑に対し、執行部より、「UPZの方々に対して全戸配布しているチラシの中に、そのように記載している。」との答弁がありました。

討論では、一委員より、「UPZは、原子力災害が発生しても原発から距離があるため、放射性物質の濃度が薄く、国の指針に従って屋内退避を行えば、乳幼児、妊産婦も含めて住民が受ける被ばくを十分低くできること、またUPZでは避難を行う前の段階で、安定ヨウ素剤の緊急配布を行うことになっているが、妊産婦を含めて、すぐに受け取ることが困難な方などに対し、事前配布を希望される方にはすでに配布されているとのことであり、本陳情については、不採択としたい。」との意見がありました。

また、一委員より、「実効性ある避難計画を作ることは、原発に対する態度に関わりなく一致できる課題ではないかと考えている。陳情の内容は、それに沿うものと考えているので、採択すべきである。」との意見がありました。採決の結果、陳情第29号は、賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。以上で、島根原子力発電対策特別委員会の報告を終わります。